

平成29年度 第6回きらっと光る人生を考える研究大会

○シンポジウムで質問したい問題点

高齢障害者の地域における生活の支援等の在り方及び基盤整備について、心配している事が多々あります。次の問題点に対して意見を伺いたいと思います。考えをまとめて準備しておいてください。答えは3分以内を目安とします。

1. 地域生活支援拠点事業に関して、圏域内における意識の共有化について

地域生活支援拠点の居住場所は、高齢化・重度化や親亡き後であっても、地域での生活を最後まで支えるものであると理解しております。この件に関しては、育成会の会員はもとより障害のある人の親・家族は待ちに待った事業です。しかも、この生活拠点を支えるには緊急対応も含めて、圏域内での他法人の数多くの種類の支援と場所が必要となり、その連携が大切です。

○問題の共有化、連携の仕方と統制のとり方等をどのようにしたら良いと考えますか？

2. 相談支援体制の強化と充実について

地域生活を支える窓口は、相談支援事業所です。しかし、現状の相談支援事業所の体制は、計画相談、一般相談など相当数の件数を抱え十分な相談への対応ができない状態です。相談支援体制の強化と充実をはかるために、まずは、職員の増員が必要です。

○このような相談支援事業所の現状に対する対策をどのようにすべきだと考えますか？

3. 医療との連携や24時間体制が必要になることに対する対策について

高齢・重度の方の利用が多くなると考えられるので、医療との連携が必須となり、看護師の常設や医師との24時間365日連携が取れるような体制が必要です。しかも、地域の安心コールセンターの役割も兼ねることになります。この場合、看護師の配置、医療との連携、24時間体制等新しい体制が必要となります。

○そのための報酬単価の見直し、新体制への新報酬などが必要になると思います。この点の考えをお聞かせください。

4. 共生型サービスについて

65歳以上の障害のある人たちが、これまで利用してきた事業所を継続して利用しやすくするために、平成30年4月から共生型サービスが開始されることとなりました。障害福祉サービスを実施する事業所が介護保険事業所の指定を受けて、「共生型サービス事業所」として実施することとなります。しかし、基準該当の事業所として指定を受けた時、大幅に報酬単価を引き下げられたり、全ての加算も対象外になるようでは、共生型サービスを実施する事業所が増えていくのか大きな疑問です。また、職員配置の要件も管理者以外の職員は兼務できない(案)となっており、人材の不足が大きな足かせとなって、これもまた共生型サービスを実施できにくい要因の一つになるように思います。

○こうした時、共生型サービスが実施できにくいことで、65歳以上の高齢障害者は介護保険

事業所または共生型サービスを利用しなければならなくなりますが、行き場がなくなる恐れは出てこないか？

○また、地域生活支援拠点事業の実施要件に共生型サービス（短期入所等）の実施を必須としなければ緊急的な受け入れが困難になるようなことは生じないか？

それらのことについて、どのように考えられているのかお聞かせください。

5. 地域生活支援拠点事業についての施設整備の建設補助金について

地域生活支援拠点事業の施設整備を推し進めるためには、従来の施設整備とは別に新たな建設補助金と言う考え方を持って備えることが必要だと考えます。

○現状では、一般事業の施設整備と地域生活支援拠点事業の施設整備がいっしょの扱いになって施設整備補助金が下がる実態があります。

その点は、どのように考えられているのかお聞かせください。

6. 施設職員の不足問題対策について

施設の職員の不足はなかなか解消されておりません。福祉サービスを利用する立場から、福祉の質の低下、福祉サービスの緊急利用への対応等ができないことが懸念されます。具体的対策として、施設職員の対偶改善や外国人労働者の採用などが考えられます。

○この福祉職員の確保についてどのような対策を考えられているのかお聞かせください。

7. 以上の項目に対して、また、上記項目以外の事に関して、付け加える事があれば発言していただく。